

新型コロナウイルス感染症関係国民健康保険税減免等判定簡易フロー

スタート

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

いいえ

新型コロナウイルス感染症関係の保険税減免対象外です。

はい

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った。

はい

世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で、「勤め先の都合で離職した64歳以下(離職日時点での年齢)」の人で、雇用保険から失業保険の給付を受ける。
* 雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の方

いいえ

いいえ

主たる生計維持者が、「廃業」または「雇用保険の受給資格が無く失業」した。

はい

主たる生計維持者について、給与収入以外の減少収入(事業収入、不動産収入、山林収入)がある。

右記の【収入減少基準】①・②・③の全ての条件を満たす

いいえ

【収入減収基準】①・②・③の全ての条件を満たす。

基準①

世帯の主たる生計維持者について、「事業収入」、「給与収入」、「不動産収入」、「山林収入」のいずれかの収入が前年と比べて3割以上減少する見込みである。

基準②

世帯の主たる生計維持者について、前年の所得の合計が1,000万円以下である。

基準③

世帯の主たる生計維持者について、前年比3割以上の減少見込みの収入に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下である。

(注)①・②・③の基準を満たしても、減少見込みの事業収入等に係る前年所得の合計が0円以下の場合、本減免の対象となりません。

はい

左記の【収入減少基準】①・②・③の全ての条件を満たす。

はい

いいえ

申請により、国民健康保険税が免除の可能性があります。

申請により、国民健康保険税が免除または減額の可能性があります。

はい

新型コロナウイルス感染症関係の保険税減免の対象外です。

いいえ

非自発的失業者にかかる保険税の軽減制度に該当、かつ、新型コロナウイルス感染症関係の保険税の減免の可能性があります。

はい

非自発的失業者にかかる保険税の軽減制度により保険税を軽減します。

いいえ

いいえ